

## 施工パッケージ型積算方式試行実施要領

### 第1 目的

施工パッケージ型積算方式（以下「本方式」という。）は、発注者が施工パッケージ単価（請負代金の総額を構成する基本区分毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算業務の合理化等を図ることを目指すものである。

### 第2 対象工事の範囲

施工パッケージ単価が設定されたものについては、平成26年4月1日以降入札公告を行う全ての土木工事において当該施工パッケージ単価を用いて積算するものとする。

### 第3 本方式における留意点

本方式は、基本的には積算方法の変更を行うものであり、入札・契約方法を変更するものではない。したがって、契約の相手方の決定は、従来どおり、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とするなど、本方式における入札・契約に関する基本的な手続きは従来どおり実施するものである。

なお、本方式の実施にあたっては、以下の点について留意して実施すること。

#### 1. 積算

「空港土木請負工事施工パッケージ型積算基準」に基づき積算するものとする。

#### 2. 図面

図面は、従来どおりに作成するものとする。

#### 3. 請負代金額の変更

請負代金額の変更は、工事請負契約書第24条の規定に基づき実施するものとする。変更にあたっては、下記の例を参考に実施するものとするが、従来の設計変更の考え方を変えるものではない。

※請負代金額の変更は、従来どおり、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

- 1) 施工数量変更（打設量、掘削量等）  
積算単価×変更施工量により実施する。
- 2) 現地状況変更（運搬距離、土質区分、昼夜間等）  
積算条件区分の変更により実施する。
- 3) 使用材料の変更（使用材料の規格変更）  
材料規格の違いによる積算単価の補正により実施する。
- 4) 施工機械の変更  
空港請負工事積算基準に記載の適用範囲及び積算条件区分に含まれる範囲は、設計変更の対象とはならない。  
なお、適用範囲等が現地状況等により範囲外となった場合には、見積等により実施する。
- 5) 施工工法の変更  
現地状況等により見直した施工工法に見合った積算を実施する。
- 6) 新規工種の追加  
新規追加工種に見合った積算条件区分により実施する。

#### 4. 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、工事請負契約書第25条の規定に基づき実施するものとする。

#### 5. 不可抗力による損害の額の算定

不可抗力による損害の額の算定は、工事請負契約書第29条の規定に基づき実施するものとする。

#### 6. 部分払

部分払の額の算定は、工事請負契約書第37条の規定に基づき実施するものとする。

#### 7. 部分引渡しに係る請負代金の額の算定

部分引渡しに係る請負代金の額の算定は、工事請負契約書第38条の規定に基づき実施するものとする。

#### 8. 監督及び検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

#### 第4. その他

1. 本方式の円滑な実施

発注者及び受注者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めるものとする。

以 上